

新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大防止協力金等の 申請・各種融資の手続きを 行政書士がサポートします！

豊島区では、新型コロナウイルス感染症対策における各支援制度の申請手続きについて、事業主が東京都行政書士会豊島支部と相談して、豊島支部所属の行政書士に依頼する契約をした場合に、事業者が行政書士に支払うべき報酬額の一部を区が負担します。

対象となる事業主

- 区内に事業所を有する個人事業主
- 区内に事業所を有し、申請時に常勤の従業員5人以下の法人
- 区外で事業を営んでいる区民である個人事業主



補助金額

- 1契約あたり **25,000円** (区が行政書士に支払います)

補助対象期間

- 令和2年5月15日から令和2年9月末日までの間に締結した契約

補助対象手続

- 「感染拡大防止協力金」(東京都)
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」(日本政策金融公庫)
- 「持続化給付金」(経済産業省)
- 「家賃支援給付金」(経済産業省)

上記手続以外のご相談は、別途お受けいたします。



お問い合わせ先

「東京都行政書士会豊島支部 新型コロナウイルス対策事業本部」(EVE 法務事務所 内)

- 電話番号：0800-805-0644 (通話料無料、受付時間：平日9時～18時)
- メール：info@toshima-gyosei.tokyo
- Web サイト：(右記QRコード)

